

本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

- 国の令和4年3月16日付け事務連絡を踏まえ、令和4年3月18日からオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について以下のとおり対応。オミクロン株による感染は未だ収束していないことから、今後も継続する。
(対応を変更する場合は、別途公表する)

	同居家族	医療機関 高齢者施設等	保育所・幼稚園 小学校等	事業所等 (中学校以上含む)
積極的疫学 調査	保健所が実施	保健所が実施	実施しない(※1)	実施しない(※1)
濃厚接触者 特定	保健所が特定	保健所が特定	引き続き、各施設や 所管市町村に対して 特定するよう要請	可能な限り、引き続き 各事業所等に対して 特定するよう要請
濃厚接触者の 行動制限	【原則】 7日間(8日目解除) 【特例】 ・社会機能維持者の みならず、誰でも、 4,5日目に検査し、 陰性確認で解除	同居家族(特例含む)と同 様 【上記に加えて】 ・医療従事者のみなら ず、従事者は、毎日 検査(5日間)により 従事可	同居家族(特例含む)と同 様 【上記に加えて】 ・従事者は、毎日検 査(5日間)により 従事可	同居家族(特例含む)と同 様
行動制限短縮 のための検査 費用負担	・自費	医療機関：行政検査 高齢・障がい：補助あり (配布済の抗原検査キ ットは活用可) (※2)	・自費 (配布済の抗原検査 キットは活用可) (※2)	・自費

※1 大規模クラスター発生など保健所が認めた場合は、医療機関等と同様、積極的疫学調査に基づき行政検査をすることがある。

※2 行政検査として取扱予定。